

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第九号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

**第一条** 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 奈良県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年三月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち奈良県税条例第五十六条の次に十二条を加える改正規定及び同条例附則第九条第一項の改正規定中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 奈良県税条例の一部を改正する条例(平成二十九年七月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の六第二項の改正規定(同項各号を次のように改める部分に限る。)中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

## 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。